

人にやさしい東京をつくる会 政策集

もくじ

I 誰もが人らしく、自分らしく生きられるまち、東京を

1. 生活保障の充実によって安心をつくりだしつつ、個人消費と内需を拡大し、東京の地域経済を活性化させます。
2. 脱原発・防災・生活保障型の新たな産業を育成し、貧困も過労死もない東京をつくります。
3. 都心部の大規模開発を抑制し、環境重視・生活重視のまちづくりを進めます。

II 原発のない社会へー東京から脱原発を

1. 東京電力の大株主として、同社の経営方針を脱原発に転換させます。
2. 食品の放射能汚染を懸念する都民の負託に応え、「食の安全」のための規制を強化します。
3. 大消費地である東京で脱原発を進めるため、再生可能エネルギーを含む新規電源の大規模導入に努めると同時に、市民参加で節電計画をつくり、実施します。
4. 福島原発事故被害者の支援を積極的に進めます。
5. 放射性物質の拡散が心配されている瓦礫の焼却処理については、まず凍結した上で、今後の対応については、専門家を集めて公開で調査と検討を行います。

III いじめのない、子どもたちが生き生きと学べる学校をつくります。

1. すべての子どもたちが平等に学べる学校、教育をつくります。
2. 競争の教育に歯止めをかけ、すべての子どもたちが生き生きと学べる学校を再建します。
3. 伸び伸びとした教育が行われるよう、教育現場への統制、押しつけをなくし、教職員が子どもに打ち込める環境づくりをすすめます。
4. いじめのない学校をつくります。
5. 生き生きした学校づくりのための教育行政と学校運営を民主的なものに変えます。

IV 日本国憲法を尊重し、憲法のいきる東京をめざします。

1. 平和の東京をアジアと世界の市民に発信します。
2. 平和の東京をつくります。
3. 男女平等推進の先頭に立つ東京をとりもどします。
4. 障害のある人もない人も、ともに生きる東京にします。
5. 東京に住む外国人の人権が確保され、生き生きと共生できるまちをつくります。
6. 憲法の定める人権が言葉だけでなく、くらしに生きる東京をつくります。

◆ 4つの柱を支える市民参加の都政をめざします

1. 開かれた都政を実現して、市民参加をすすめます。
2. 生活再建型財政の予算を編成します。
3. 公共サービスを充実する都政に向けた改革を進めます。
4. 三多摩格差の是正に取り組みます。

◆ 7つの緊急問題に取り組みます—都民みんなの声に耳を傾けて「東京の難問」の解決を図ります—

第1の問題 防災・直下型地震対策に取り組みます。

1. 人が死なない怪我をしない、生命を大切にする防災・減災政策に転換します。
2. 災害に強い都市への転換をすすめます。
3. 地域・コミュニティ毎に「防災・震災避難計画（パーソナル避難困難者救済含む）」をつくり、緊急時に対応できるようにします。
4. 直下型地震を想定した「直下型救助対応」の体制づくりをすすめます。世界の救助を受け入れるための「国際支援受け入れ計画」を策定します。

第2の問題 2020年オリンピック招致を見直します。

1. 都民に切実に必要な支出を優先するという立場から、東京オリンピック招致を見直します。
2. これまでの招致活動にかかわる会計処理について調査し、都民に情報を公開します。

第3の問題 築地市場の豊洲移転を見直します。

1. 土壌汚染が著しい豊洲への築地市場の移転は、徹底した調査を行い、安全性が認められるまで凍結します。
2. 豊洲移転の是非については、築地市場で働く人々の意見を聞いて判断します。

第4の問題 1400億円の都民の税金をつぎ込んだ新銀行東京は清算します。

1. 新銀行東京はただちに清算処理の手続きに入ります。
2. 新銀行東京からの融資・信用保証を受けていた中小企業を守るため、区市町村や都内の信用金庫などと連携し、資金繰りに不安がおこらないようにします。

第5の問題 外環道については市民の声を聞いて、見直します。

1. 外環道「その2」については都市計画決定を廃止します。

第6の問題 尖閣諸島購入のために集めた寄付金は返却します。

1. 都が集めた寄付金は寄付者に返金します。寄付者が不明の場合には、早急に検討します。
2. 返金作業にかかる経費については、当時の都の責任者に請求します。

第7の問題 TPPへの交渉参加に反対します。

【本文】

第Ⅰの柱 誰もが人らしく、自分らしく生きられるまち、東京を

1. 生活保障の充実によって安心をつくりだしつつ、個人消費と内需を拡大し、東京の地域経済を活性化させます。

(1) 消費税増税に反対します。

(2) 国民皆保険制度のもとで地域医療を充実させます。

①国民健康保険の無保険者をゼロにし、国民皆保険制度を実質化します。

○「すべての都民は、誰でも、いつでも、どこでも、医療を受ける権利をもっている」ことを条例で定めます。

○国民健康保険料が払えず無保険となっている方に対し、都が一時的に財政支援を行うしくみを検討します。国に対し、国民健康保険証とりあげ政策（短期保険証や資格者証明書の発行）をやめるよう要求します。

○中小企業に勤める方の医療保険（協会けんぽ）に、都独自の医療費支援を行うことを検討します。

②都立病院を再建しつつ、地域医療体制を強化します。

○都立病院への PFI（民間資金活用事業）については、検証をすすめ、検証結果によっては見直しを検討します。

○都立病院と地域の基幹病院との連携を強化します。区市町村と連携して、地域医療・在宅医療の充実を図ります。このため、「東京都保健医療計画」を見直します。

(3) 子どもの医療費ゼロ、待機児童ゼロをめざし、子育てを支援します。

①18歳までの子どもの医療費の無料化を検討します。

○小児科・産婦人科・周産期医療の体制をいっそう充実させ、「大都会の医療過疎」をなくすよう努めます。

○発達障がい（ADHD、LD、自閉症など）をもつ子どもたちとその保護者が相談でき、適切な支援を行える地域の専門機関を増設します。

②待機児童ゼロをめざし、保育を充実させます。

○「子育ては都の公的責任である」ことを定める都「子育て基本条例」を制定し、保育サービスの規準を引き上げます。

○2012年度9月の段階で7000人をこえる待機児童をゼロにするために、5年間で5万人分の保育所等の定員増をはかります。

○家庭での子育てを応援するために、「子育て広場」事業などへの支援を行います。

○保育料の負担軽減を検討します。

③学童保育を充実させます。

④子育て専門職（保育士、学童保育相談員、児童福祉司など）の労働条件を改善します。

⑤「こどもの貧困」を減らします。

○「こどもの貧困実態調査」を区市町村の協力もえて全都的に実施し、具体的数値目標を設定します。

○義務教育の完全無償化を段階的に実現します（給食費、教材費など）。

○就学援助については、都独自に「生活保護の1.3倍」を規準とし、区市町村への都の補助制度を使って、「こどもの貧困」を大幅に減らします。

○ひとり親世帯むけに、都独自の児童育成手当を増額します。ひとり親の仕事と子育ての両立ができるように支援を強化します。ひとり親と子どもの居場所づくり事業・相談事業を実施し、孤立を防ぎます。10代のシングルマザーの学び直しを含めた支援を実施します。

○生活保護世帯の子どもや低学力の子どもへの個別援助のしくみ（塾代援助の拡充、補習を行うNPOなどへの財政補助など）や居場所づくりを進め、貧困の世代間連鎖を防止します。

⑥児童虐待を減らすことをめざします。

○児童相談所を、人口50万人に対し1か所という国の規準にのっとり、現行11か所から26か所へ大幅に増やします。

○虐待を受けた子どもを一時保護する児童養護施設を増設します。入所児童の権利を守ります。

○養育里親制度を充実させます。

（4）高齢者が安心して地域で暮らし続けられるしくみをつくります。

①高齢者の尊厳と生活の質を守る24時間在宅ケア（介護と医療・福祉の連携）をめざします。

○都独自の高齢者医療費無料化（65歳以上の窓口負担ゼロ）にむけて、当面、75歳以上の医療費の無料化の検討を行います。都内でも日の出町で75歳以上の医療費無料化が実現しています。

○介護保険制度の「区分支給限度額」制度を撤廃するよう、国に働きかけます。「区分支給限度額」をこえる介護利用については自己負担の軽減を行うことを検討します。

○中学校区を単位として、地域包括ケア体制の実現をめざします。

○ヘルパーと看護師がペアを作って訪問介護・訪問看護を同時に行う「24時間巡回型在宅ケア」のしくみを構築します。

②「高齢者の住まい」と介護・医療の連携を進めます。

○特別養護老人ホームを拡充し、4万3千人を超える特養待機者を段階的にゼロにします。

○介護労働者の労働条件改善を国に要求します。ケア産業での雇用を拡大します。

○認知症の方の権利を擁護するしくみを都として促進させます。

○「シルバーパス」の無料化を含め高齢者の交通費負担の軽減を検討します。

（5）住宅政策を人権として位置づけ、公共住宅の拡充と家賃補助制度の導入をめざします。

①東京都住宅基本条例を全面改定し、「住まいは人権」「ハウジング・プア（住宅の貧困）」をな

くす」ことを、都の公的責任と規定します。これに基づき、「東京都住宅マスタープラン（2011－2020）」を全面改定し、都としての新しい住宅政策を確立します。

②都営住宅の新規建設を復活します。都営住宅応募者は年間20万人にのぼります。

○都営住宅の入居基準を緩和し、若年層・子育て世帯が入居できるようにします。

○都内の空き家を活用し、また従来の「都民住宅」を再編成して、都や区市町村が借り上げるタイプの新しい公共住宅を拡充します。

③家賃負担に苦しむ民間賃貸住宅居住者にたいして、公的家賃補助制度を段階的に導入するため、専門家・都民参加の審議会を設置します。

○連帯保証人などがない住宅困窮者に対して、都・区市町村の連携で「公的保証制度」を構築します。

（6）障がい者福祉を充実させます。（詳しくはⅣ－4「障がいのある人もない人も、ともに生きる東京にします」をご覧ください）

2. 脱原発・防災・生活保障型の新たな産業を育成し、貧困も過労死もない東京をつくります。

（1）都内の産業構造をくみかえ、都民の雇用の拡大をめざします。

①防災政策・環境エネルギー政策・福祉政策・労働政策と連関のとれた、都独自の産業政策を実施します。

（雇用拡大が期待される産業分野）

○防災：個人住宅や公共施設（学校、病院その他）の改築・改修、商店街の共同建て替えなど。

○環境：大気汚染防止装置の製造、廃棄物・污水处理装置の製造、障害者・無業者などを雇用するリサイクル事業所、都市緑化、電気自動車・燃料電池自動車の開発、蓄電池の製造、太陽光発電システム・家庭用ソーラーシステム設備、風力発電所、エコ家電など。

○エネルギー：公共施設、工場、事業所ごとの小規模分散型自家発電装置、熱エネルギーのコージェネレーションなど。

○福祉：保育士、介護士、障害者福祉分野での専門人材、社会福祉士、児童館職員、各種のユースケア専門職の雇用拡大。福祉・介護機器や設備の製造。

②雇用創出のために、都レベル、区市町村レベルで、行政トップ（都知事、区市町村長）・産業界・労働組合による三者協議のしくみを設置します。

（2）若者が将来に希望を持てる政策を進めます。

①都として「若者評議会」（ユース・カウンスル）を設置します。若者自身が若者政策を立案し、それを都の行政に反映させます。『東京の若者白書』を発行します。

②ユース・カウンスルでは次のような課題を検討します。

○若者むけワンストップ型職業紹介サービス（ジョブカフェ）の拡充、大学へのハローワークの就活相談員の派遣の拡大。

- 非正規雇用にある若者の賃金・労働条件の劣悪さの改善、非正規雇用から正規雇用への転換の促進。
- 若者むけ職業体験・職業訓練（公的・民間）の充実（高校生への職業教育の拡充、地元中小企業・商店街でのインターンシップの拡充）。
- 民間企業への若者の雇用拡大。
- 都・区市町村による若者むけの公的雇用の創出。
- ニート支援（若者自立塾、若者サポートステーション）の充実。
- 若者むけ労働相談や若年ホームレス・若年生活保護受給者への支援活動を行う NPO や協同組合への支援。

（３）過労死をうまない雇用・労働政策を進めます。

- ①「ディーセント・ワーク」（人間らしいまともな仕事）などの基本理念を盛り込んだ「過労死防止基本条例」の制定をめざします。
 - 都の労働行政を抜本的に強化します。
 - 違法な解雇・賃下げ・賃金不払いについての対策として、労働相談・情報センターの拡充と機能強化を行い、労働委員会の機能も強化して、相談・あっせんなどを受けやすくします。
 - 「ディーセントワーク」「ワークシェアリング」「人間らしいワーク・ライフ・バランス」を実現するために、新しい補助金制度を創設します。優良企業名を公表します。これにより、雇用拡大をはかります。
- ②国のハローワークなどと連携して、積極的労働市場政策を展開します。
 - 都の「就職チャレンジ支援事業」を抜本的に拡充します。
 - 都立職業訓練校を増設します（５年間で１５→３０校、２６０００→３５０００人へ、授業料無料化）。民間（認可職業訓練校）を増設します。

（４）「貧困をつくりださない東京」をめざします。

- ①都民、当事者と専門家の参加を得て、「脱貧困都民会議」（仮称）を設置します。
 - この会議の下で、全都的な貧困実態調査を行います。
 - 都庁に「脱貧困推進本部」（仮称）を設置し、脱貧困の具体的施策を立案します。
 - 生活困窮者むけの伴走型支援を行うパーソナルサポートを都・区市町村が協力して実施します。
- ②生活保護を申請する人への「水際作戦」をやめさせ、「貧困ビジネス」への規制を強化します。
 - 民間宿泊施設（無料低額宿施設）の居住環境を向上させ、いわゆる「貧困ビジネス」がはびこらないように、規制を強化します。
 - 路上生活者のための巡回相談（駅ターミナルや繁華街など）を２４時間実施します。また、緊急シェルターを整備し、巡回指導員の権限で福祉事務所を経由せずに緊急シェルターに入所できるしくみを作ります。
 - 生活困窮者を窓口で追い出す「水際作戦」をやめさせるために、福祉事務所と連携を強めま

す。

③国に対し働きかけ、都の最低賃金を、時給1000円を目標に段階的に引き上げます。

○国の中央最低賃金審議会にたいし、東京都の最低賃金を引き上げるよう要請します。

○これにより、個人消費をふくらませ、都内の内需を拡大します。

④官製ワーキングプア(公務・公共分野で働く非正規の低賃金労働者)の労働条件を改善します。

(5) 中小企業・自営業者の生活を守ります。

○後継者問題に悩む中小企業に対し、事業継承の相談・あっせん等を行うスキームを、地元区市町村などと連携して強化します。

○資金繰りの不安を解消するために、区市町村の制度融資と連携して、都の制度融資を充実させます。

○地場のものづくり産業に職人志望の若者が参入するのを促すため、区市町村で先進的に行われている創業支援事業を都として支援します。

3. 都心部の大規模開発を抑制し、環境重視・生活重視のまちづくりを進めます。

(1) 大規模開発・再開発を抑制します。

①都心部や主要駅周辺での再開発を抑制します。

②臨海部を都民のために活用します。

○臨海地区開発を見直しします。臨海地区の今後のあり方については、都民や専門家の参加をえて再検討します。

○いまも残る広い都有地を、防災基地・緑地・密集地区改善の交換用地など都民全体のために活用します。中央防波堤内側・外側埋立地も、都営霊園など都民のために多様な活用をはかります。

○あわせて、公共事業から撤退する制度づくりの検討を行います。

③東京港整備の効率化をめざします。

④区市などと連携し、住居専用地区での絶対高さ制限を導入します。

(2) 高層ビルや業務・商業地区の分散を進めます。

○都心部に偏っている「都市再生緊急整備地域」の指定を見直し、周辺区や多摩地域への分散を促します。職住近接で人にやさしい中層のオフィス地域を誘導します。住環境・日照の保全など住民の意向と周囲との調和を重視します。

○これにより、都心の高層過密化・交通混雑を緩和させます。

(3) 維持・補修重視の道路政策へ転換します。

○都市計画道路を全面的に見直しします。

○区部および多摩地域の「優先整備路線」を見直しします。

- これにより、道路予算を削減し、生活保障のための緊急財源へと振り替えます。
- 危険な橋りょうの架け替えなど、防災対策は削減しません。

(4) 緑と近隣交通のネットワークをつくります。

- 企業と協力して住み替えをすすめ、都民の職住近接をはかります。
- 自転車（レーン、置き場など）・バス・新型路面電車などの近距離型公共交通の整備を支援し、通勤・通学・通院・買い物がしやすいまちに変えます。
- 区市町村を支援して、買い物道路・緑道のネットワークを整備し、安全で快適なまちにします。

(5) 環境重視のまちづくりを進めます。

- ①公害・環境対策を進めます。
 - 東京都独自の大気汚染医療費助成制度（気管支ぜんそく）を延長し、充実させます。
 - 電気自動車。燃料電池車など低公害車の普及を強力に進めます。「電気スタンド」「水素ステーション」を増設します。
 - 都心部の自動車交通の総量を規制します。
 - ヒートアイランド現象への対策を強化します。
 - 都内の農地・森林を保全し、緑化と植林・植樹を進めます。
 - 河川や東京湾の水質を改善します。
- ②リサイクル（再資源化）・リユース（再利用）を進め、家庭ごみを抑制します。
- ③産業廃棄物の再資源化・減量化を進めます。

第Ⅱの柱 原発のない社会へ——東京から脱原発を

1 東京電力の大株主として、同社の経営方針を脱原発に転換させます。

- 福島第一、福島第二、柏崎の全炉の閉鎖を株主提案します
- 事故被害者に対する完全賠償を実現させ、特に財物賠償について再取得価格賠償の実現を求めます
- 六ヶ所再処理工場の停止を求めます
- 東電に脱原発政策推進のための取締役を派遣します
- 発電と送電の分離を進めます

2 食品の放射能汚染を懸念する都民の負託に応え、「食の安全」のための規制を強化します。

- 食品の種類ごとにより厳しく、厳密な基準値の設定を国に求めます
- 都としても、都民の選択肢を増やすため、食品ごとの放射線測定値の厳密な表示を義務づける制度をつくります

○学校給食の食材については、国よりも厳しい基準を設定します

3 大消費地である東京で脱原発を進めるため、再生可能エネルギーを含む新規電源の大規模導入に努めると同時に、市民参加で節電計画をつくり、実施します。

○電力・エネルギー利用の効率化に補助金や投資を誘導する施策を立案します

○天然ガス発電の大規模導入に向けて、都として自主事業を推進します

○再生可能エネルギー導入のため、建物の所有者と発電事業者を媒介するプロジェクト（いわゆる「屋根貸しビジネス」など）を推進します

○太陽光や風力など、グリーン発電事業への投資に特化した、官民ファンド事業を興します

○発電方法による公正な競争環境の整備のため、国で検討されている発送電分離や電力市場の自由化を早期に実現させるよう努めます

○新規エネルギー事業・エネルギーの効率的利用への低利ローン制度を創設します

○都民の参加を求めて、大規模な都独自の節電計画（いまや発電所ではなく節電所が重要といわれる）を作成し、実施します

○隣接県などと協力し、都民との共同出資で風力・地熱・潮力・小規模水力などの発電事業を興します

4 福島原発事故被害者の支援を積極的に進めます。

○福島の子供たちの被曝を低減させるため、保養プログラムや移動教室などを積極的に支援します

○福島からの避難者に対する生活再建支援策として、借り上げ住宅の期間延長や異動費用など国からの援助が不十分な部分への補助を検討します

5 放射性物質の拡散が心配されている瓦礫の焼却処理については、まず凍結した上で、今後の対応については、専門家を集めて公開で調査と検討を行います。

○都民には、放射性物質の拡散を心配する意見があるので、まずは現行の瓦礫の焼却処理については凍結します。それとともに、都民の間には被災地を支援するために瓦礫を受け入れるべきだ、という意見も広く見られます。まずは、瓦礫の焼却でどれほどの放射能が拡散しているか厳密に調査します。仮に問題のないレベルであったとしても、被災地には、むしろ被災地の近くに、新しい焼却炉を建設して焼却したほうが雇用も増えるという意見もあることも踏まえ、今後の対応については専門家を集めて公開で調査と検討を行います。

第Ⅲの柱 いじめのない、子どもたちが生き生きと学べる学校をつくりま

1 すべての子どもたちが平等に学べる学校、教育をつくりま

(1) すべての希望者が平等に学べる学校をつくりま

- 全日制と定時制高校の統廃合の結果、全日制進学率は90%を割っています。全日制高校、定時制高校の増設により、子どもたちの高校で学ぶ権利を確保します。
- 高校授業料の無償を維持します。
- 東京の中学生の26%、高校生の56%が私学で教育を受けています。私学に学ぶ子どもたちがお金の心配なく学ぶ環境を整備します。高校授業料に対する都独自の授業料助成制度は拡充します。千葉、埼玉、神奈川など近県は実施していて東京都が行っていない入学金助成を検討・実施します。
- 私学振興のため、都ができる施策を検討・実施します。
- 朝鮮学校への経費補助差別を撤廃します。

(2) 障害のある子どもたちの教育を受ける権利を保障しま

- 石原都政のもと切り捨てられてきた特別支援学校を増設します。
都立養聾盲学校ないしは特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、99年の6811人から09年の9889人へと約3000人も増加していますが、教室増も、教職員数も追いついていません。特別支援学校を10校から20校増設します。

(3) 東京で学ぶ子どもたちが通える高等教育の機関を増設しま

- 今、東京の都立高校卒業生の内、国公立大学進学者はわずか6.4%、90%以上が学費の高い私立大学に進学しています。他県と比べても国公立進学者の比重は低く公立大学の必要性は切実です。
- 東京に住む子どもたちが通える都立短大を創設します。新設の都立短大は、教育、福祉、保育、医療、モノづくりのための教育に重点をおいた教育機関とします。
 - 首都大学東京を、大学の自治を尊重しつつ、東京という地域社会にふさわしい役割を担う大学をめざします。

2 競争の教育に歯止めをかけ、すべての子どもたちが生き生きと学べる学校を再建しま

(1) 小中学校における学校選択制、学校統廃合、小中一貫教育、全国学力テストなどを検証しま

- すでに、江戸川区などいくつかの区では、学校選択制の見直しが始まっています。すべての子どもたちが地域の学校で学べるよう、学校選択制、学校統廃合の見直しを区市町村に提起し

ます。

○いわゆる「多様化」の名の下で行われてきた小中一貫教育や学力テストについても、あらためて子どもたちの生き生きした教育という見地から、現場や市民の参加を得て検証します。

(2) 子どもと教師との間的人間的触れ合いを実現するのに不可欠な少人数学級を実現します。

そのため、都独自に 30 人学級を実現します。

(3) 青年期(12 歳から 18 歳)にはどんな教育が必要かを、現場の教師や専門家を集めて議論し、それに基づいて高校入試をより競争的でないものに改革します。

3. 伸び伸びとした教育が行われるよう、教育現場への統制、押しつけをなくし、教職員が子どもの教育に打ち込める環境づくりをすすめます。

(1) 子どもたちの自主性を重んじた学校づくりに不可欠の教育の自由を復活、強化します。

○学校儀式における「日の丸・君が代」を強制し、あるいは職員会議における挙手を禁止した通達など、石原教育改革によるさまざまな抑圧的な学校管理・教員管理政策を見直します。

○卒業式などでの国旗・国歌斉唱についての規律・斉唱・伴奏を強制した、いわゆる「10. 23 通達」については、憲法の人権保障の見地から見直します。

(2) 教職員をバラバラにし、学校を上意下達の機関に変えた、教職員の統制政策を見直します。

○学校評価制、教職員の業績評価は、活力ある学校づくりという視点から見直します。

○校長権限の拡大、副校長・主幹制などの組織改編は、教育現場に密着した平等な教育集団の形成という視点から見直します。

(3) 教職員が生き生きと子どもの教育に打ち込める環境をつくります。

○東京の教職員のメンタルヘルス休職率は全国平均の 1. 5 倍になっています。小手先の対策ではなく、教職員が学校での教育に打ち込めるよう勤務条件を改善します。

○業務委託、請負などの形態での非常勤講師の受け入れについては、禁止する方向で改めて指導を強化します。

○派遣契約での非常勤講師の受け入れについては実態を調査し、対応を検討します。

4 いじめのない学校をつくります。

(1) いじめの実態の調査を緊急に行い、専門家の総力を挙げて、都がやるべきこと、対策を検討します。

○「東京都いじめ問題対策会議」を設置し、行政部局の横断的なメンバーと専門家(現場教師、

研究者など)と父母が参加をした総合的な対策の立案と推進をおこないます。

(2) いじめに関する子どもたちの声、保護者の悩みをただちに受け止められるよう、都の責任で、相談窓口、オンブズパーソンを開設・充実します。

- 子どもからのいじめに関する相談窓口を開設します。
- オンブズパーソン制度を市区町村に設置し、学校・児童福祉施設などで子どもの生の声を聞くことを大切にします。
- オンブズパーソンには学校現場への聴き取り調査もできる権限など、一定の権限を持たせることを検討します。

(3) 人権教育の徹底をおこないます。

- 子どもの権利条約を教職員、子どもたちが共有していくための学びの場を設けます。
- 「スクール・セクシュアル・ハラスメント」(SSH と略記)への改善施策を学校内で具体化します。

(4) 教職員が集団で子どもたちに向き合う自由でゆとりのある環境をつくり、いじめの起こりにくい教室をつくります。

- いじめ問題を全教職員で問題意識を共有し、どのように改善をしていくのかを徹底して論議できるよう、職員会議や学年会議の時間を確保します。いじめ問題などに対処するさまざまなとり組みの教訓を学ぶことができるよう、教職員の研修制度を改善します。
- 学校におけるクラス規模を縮小(30人学級の実現と20人学級に向けての改革)教職員と子どもたちがより密接に関係を持てるようにします。
- クラス規模を縮小し競争主義的な教育のあり方を改善して、教職員がもっと自由に子どもたちと接する時間を確保します。
- 授業やいじめについて、教職員、父母、市民が語り合う場を設けます。

5. 生き生きとした学校づくりのための教育行政と教育運営を民主的なものに変えます。

(1) 教育委員会制度を改善・強化します。

- 教育行政に都民の多様な教育要求を反映させるため、保護者、子ども、教員、労働者、大中小の企業経営者などの社会各層の代表を参加させるのに十分な数の委員から構成される諮問委員会を、教育委員会の下に創設します。
- 教育委員会の準公選を実施します。
区市町村の教育委員会の準公選の導入について、支援します。
- 形骸化している教育委員会が民主的に、かつ専門性を生かして教育行政に携われるよう、教育委員の人数を拡充するため、地方教育行政の組織と運営に関する法律の改正を求めていきます。

- 教育における政治主導と称して、教育に首長が介入したり、教育委員会の権限を形骸化する改革は、教育の中立性からなじみません。都教育委員会や都教育庁を、都議会一部政治家による「不当な支配」（新教育基本法第16条）から教育の自律性を守る機関に見直します。
- 教育委員会と教員団体およびその他の教育関係団体と建設的な関係を構築し、それらの団体との協議を継続的に行うようにします。

(2) 学校運営を上からのトップダウンでなく、現場の総意・工夫が生きるものに作りかえます。

- 石原都政下で縮小された職員会議の地位を強化し、現場の声を学校運営に反映する仕組みを復活させます。

(3) 石原都政下で改正された教育基本方針を、教育現場の当事者と市民の参加をえて、憲法、国連子どもの権利条約、国連障害者の権利条約などをふまえて改訂します。

第Ⅳの柱 日本国憲法を尊重し、憲法のいきる東京をめざします。

1. 平和の東京をアジアと世界の市民に発信します。

(1) 憲法「改正」に反対し、9条の掲げる非戦の東京を世界に発信します。

- 「東京平和アピール年次報告」を市民の協力を得て作成し、東京の平和への取り組みを毎年、アジアと世界の人々に発信します。
- 北京、ソウルと東京の3都平和都市会議を主催し、東アジアの平和のためのイニシアティブを発揮します。

(2) 東京における大空襲をはじめとした戦争の記憶を風化させず、次の世代に受け継ぐための取り組みを、市民の力ですすめます。

- 東京都平和祈念館（仮称）を都議会の同意をえて建設します。
都平和祈念館建設のために都が収集した資料はなるべくすみやかに整理の上、市民の取り組みに貸し出します。
- 「東京都平和の日」の企画・運営は、都民の参加で行います。
- 「東京平和プロジェクト」を立ちあげます。
その事業のひとつとして、戦争の記憶を残すために行われている市民のたくさんの取り組みを支援します。

2. 平和の東京をつくります

(1) 地元自治体、住民の同意もないままの普天間基地の辺野古移転、オスプレイ配備には、自治

を侵害する行為として、政府に、ただちにやめるよう申し入れます。

- 開発段階から相次ぐ事故を起こし世界各地で非難を浴びているオスプレイの東京への飛来、首都圏への飛来に反対し、関係自治体と協力して、オスプレイ撤去に向け、努力します。
- 沖縄県などと、「米軍基地をなくし9条を実現する首長会議」を立ちあげ、政府に対する要望、共同の研究・基地の被害実態調査活動、相互の交流をすすめます。

(2) 米軍基地のない東京をめざします。

- 東京には現在も、横田基地をはじめ、総面積が中野区に匹敵する8つの基地があります。これら基地の整理縮小・返還を国に対し強く求めます。
- 日米地位協定の改正を含む見直しを求め日米交渉に入るよう、政府に働きかけます。当面、NATO諸国のそれと比較して、より対等なものに改訂するための調査研究を行う機関を、東京平和プロジェクトの事業として、立ちあげます。
- とりわけ、地元市民に対する被害の深刻な横田基地の即時返還を、アメリカ政府に求めるよう、政府に強く要求します。
また、基地機能強化につながる大規模な米陸軍や海兵隊によるパラシュート降下訓練、米空軍輸送機C130の有視界飛行訓練をただちにやめさせるよう、政府に要求します。
横田基地の騒音等の被害軽減のため、ただちに、午後8時以降から午前7時までの夜間訓練の中止をはじめ諸措置をとることを政府に求めます。

3. 男女平等推進の先頭に立つ東京をとりもどします。

東京都は長く、日本の中でもっとも男女平等政策が進んだ自治体でした。しかし、この10数年、ほとんど先進的な施策を実行できず男女平等政策は後退し、先進自治体であったことは忘れ去られています。再び先頭を走り、国や他の自治体の先導役となるべく、多様な担い手と協力して、すべての施策に男女平等の視点を組みこみ「人にやさしい東京」をつくります。

(1) 女性に対するあらゆる暴力をなくし、女性や性的少数者の人権が尊重される東京をめざします。

- 配偶者からの暴力を含めたあらゆる家庭内での暴力、性暴力、デートDV、セクシュアルハラスメント、ストーカー被害、売買春などの暴力をなくすため、予防・啓発・相談・一時保護・生活再建への支援を行います。
- 性的少数者の人権状況を調査します。また、民間団体など多様な担い手とともに、権利の擁護活動を推進します。
- 家族のかたちにかかわらず、人権が尊重される社会をつくります。

(2) 女性も男性も仕事と子育ての両立ができるようにします。

- 子育て支援を必要とするすべての人々が安心して子育てのできる環境を整備します。7000人を超える待機児童を解消するため、公立保育所を維持し民間認可保育所を増やすとともに、

保育の質を確保するため認証保育所の基準を引き上げます。子育て広場を支援し、学童クラブを充実します。(→くわしくはI)

- 働きたい女性が働き続けられる仕組みや女性の再就職支援を応援します。大企業に加え、中小企業で働く人々のワーク・ライフ・バランス増進のための施策を強力に推進します。
- 貧困率が突出して高いひとり親家庭への就労支援・生活支援・子育て支援・学習支援を充実させます。

(3) 男女平等や性的少数者に関する教育に力を入れます。

- 学校長、教職員への男女平等教育プログラムを作成し、男女平等を進める教員研修を実施して、初等中等教育における男女平等教育を進めます。同時に性的少数者に関する教育も実施します。
- 研究者とも連携し、都内の大学における男女平等関連科目を市民に開かれたものにします。
- 性と生に関する教育を行い望まない妊娠や性感染症、性的被害を防ぎます。

(4) 東京ウィメンズプラザを男女平等推進の拠点として活性化させます。

- 東京都における男女平等施策のセンターオブセンターとして、あらゆる分野での男女平等を推進する事業を行い、特に困難をかかえる男女のための事業を推進します。

4. 障害のある人もない人も、ともに生きる東京にします

(1) 障害のある人の権利を確保する東京をつくります。

- 国連が採択した障害者権利条約を、日本政府が批准するよう働きかけます。
- 首都東京としての責任と役割を発揮するために、障害のある当事者参画のもとで「障害のある人の権利確保のための条例」を制定します。

(2) 障害のある人と家族が、安心して暮らせる東京にします

- 「老老介護」も大きな課題ですが、高齢の親が障害のある人を介護し続ける「老障介護」が、「老老介護」となっていていま大きな問題になっています。高齢の家族に頼らなくても、障害のある人が安心して暮らせるように在宅支援を拡充します。

(3) 身近な地域に相談できる場と、その人にあつた療育・教育を保障します

- ADHD や LD、自閉症などの発達障害などを早期に見出し、いつでも適切な支援が得られるように、身近な地域に相談できる専門機関を増やします。また、その人たちにあつた療育と教育の充実をすすめます。
- 障害のある子どもたちに対する特別支援学校を拡充します。

(4) 憲法 25 条の暮らしを実現するために、障害のある人に、都独自の所得保障を拡充します

- 多くの障害のある人たちは、きわめて低い所得水準を強いられています。障害年金の改革を国に強く求めています。
- 東京都独自の所得保障施策を検討・実施します。障害があっても働ける仕事の確保に努めます。

5. 東京に住む外国人の人権が確保され、生き生きと共生できるまちをつくります。

(1)外国人の人間らしい生活を支援する都の取り組みを強め、区市町村の取り組みを支援します。

- 外国人都民会議を復活します。

(2) 外国にルーツを持つ子どもたちが教育を受ける権利を保障されるよう、都が支援します。

(3) 定住外国人が地域のさまざまな決定に参加できるよう制度を見直します。

- 定住外国人の地方参政権付与の検討を開始します。

6 憲法の定める人権が言葉だけでなく、くらしに生きる東京をつくります。

(1) 表現の自由が、より強く保障される東京をつくります。

- 2010年12月、インターネット規制と児童ポルノ規制を名として、多くの批判を押し切って改正された「東京都青少年の健全育成に関する条例」は、表現の自由に対する規制を強め、また家庭教育への公権力の介入を認めています。表現の自由保障の見地から、同条例を見直し、正面から子どもの人権を保障する条例を制定することをめざします。
- 集会やデモ行進という形で市民が自らの主張を自由に表現することが確保されるよう、東京都公安条例を、政治的表現の自由保障の見地から見なおします。
- クラブでのダンス規制については、表現の自由を守るという意味からも、不必要な規制についてなくす方向で見直します。

(2) 憲法25条が保障する、すべての人々が人間らしい暮らしのできるよう、雇用と福祉を充実します。

くわしくは、→I

(3) すべての子どもたちが、教育を受ける権利を保障される東京をつくります。

くわしくは、→Ⅲ

◆ 4つの柱を支える市民参加の都政

1. 開かれた都政を実現して、市民参加をすすめます。

(1) 都が策定した計画である「2020年の東京」を市民の立場から見直します。新しく「人にやさしい東京」を理念とした基本構想・長期計画を策定します。

○幅広い都民・専門家が参加する「都民会議」を設置します。

(2) 知事が参加をするタウンミーティングを開きます。

○都民室を都庁に作り、いつでも都民が集まれる場をつくります。

○「子ども」「青年」「女性」「高齢者」「障害者」「在日外国人」などさまざまな分野別にタウンミーティングやワークショップを開催します。区市町村別のタウンミーティングやワークショップを開催します。

○ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの新しいメディアを積極的に活用します。

(3) 副知事の一人を女性にし、管理職への女性の登用をすすめます。

(4) 住民投票制度の創設を目指します。

○市民と専門家の参加を得て、「都民投票制度検討会議」を設置します。

(5) NPO等の市民活動をサポートします。

○市民活動の強化のために、NPO・非営利法人の福祉・環境・教育・防災等の分野の活動について、支援します。

○都政との連携、市民団体相互の連携を促進するためにも、『東京NPO白書』の刊行を目指します。

(6) 都政オンブズパーソンを制度化します。

2. 生活再建型財政の予算を編成します。

(1) 生活再建型財政に転換します。

○東京都の財政政策を180度転換して、必要な市民要望に応えるようにします。

○開発・インフラ整備優先から、医療・福祉、雇用、中小企業、教育、脱原発（災害）、に重点を置いた予算へと、財政を転換します。

○議会会派と「予算ミーティング」を行います。

○税・財政を生活再建型に転換する方策を検討する調査会を設けます。

(2) 予算の公開と参加をすすめます。

- 予算編成の透明性を向上させて、市民に身近な予算へと改革していきます。予算編成の途中経過・執行状況を公開します。
- 市民要望が予算に反映されるように、参加型予算制度を検討します。
- 市区町村毎に予算タウンミーティングの開催、政策の優先順位のインターネット投票等を検討します。

(3) 監査機能を強化します。

- 監査機能を強化して、都庁内の不正な取引（癒着）や予算執行の遅れ等、の改善をはかります。
- また東京都監理団体（第3セクター・公社、出資比率25%以下）すべてを監査対象にします。監理団体・第3セクターの監査で、官製ワーキングプア等実態を明らかにしてもらいます。
- 市民外部監査制度の導入を検討します。

3. 公共サービスを充実する都政に向けた組織改革を進めます。

(1) 都民の暮らし向上・市民自治を促進する都政を実現し、それに逆行する道州制には反対します。

- 区の財政自主権を拡充する方向で、都区財政調整制度を改革します。
- 道州制に反対し、都道府県制度を維持します。

(2) 人権を保障する都庁改革を進めます。

- ワンストップ都政に改革するために総合的な都政相談窓口を開設します。
- 家賃補助・都営住宅の建設・空き屋対策に力を入れるために「居住支援局」の設置を目指します。
- 民営化された都立病院と心身障害者施設等については、都政の責任の回復をはかります。首都大学・都立病院の地方独立行政法人・PFIの運営の見直しを含めた検討組織を立ち上げます。

(3) 公契約条例の制定を目指します。

- 公契約条例は、都政の仕事を民間事業所に委託をする際に、安上がりにならないように歯止めをかけるためのものです。また、東京都の入札の仕組みを再構築します。大手ゼネコン優位の契約から、中小の建設も参加できるように改善します。

(4) 1300万人の市民生活を支える公共サービスを充実・拡大します。

- いじめをなくすためには児童擁護職がもっと必要です。教員再建には、教員の増員が不可欠です。行政医療を行うには、医療の先端的研究を行う専門家の育成が必要です。若者・中年

の雇用対策は、パーソナル対応を考えています。そのためには、都政のことについて習熟した雇用担当者が多数必要になります。

(5) 公共サービスを拡充するためにも臨時・非常勤職員の労働条件を改善します。

- 非常勤職員の常勤職員化のルートをつくります。
- 都庁で正規職員と一緒に働いている多くの非正規職員に対して、これまでの劣悪な賃金や、他の自治体よりも遅れた労働諸条件の改善にとりくみます。
- 非常勤の5年有期雇用制度を撤廃して、雇用不安の解消に努めます。
- 正当な賃金交渉の協議を拒否したり、労働委員会の命令を無視する姿勢を続けた前都政のやり方をあらため、とり続けてきました。法令を順守する都政に改めます。

4. 三多摩格差の是正に取り組みます。

(1) 三多摩格差の実態について、市民参加による調査で明らかにします。

(2) 都と三多摩自治体との定期協議を行い、三多摩格差・産業振興・雇用確保・地域福祉・教育等について、幅の広い議題を取り上げて、双方の意思の疎通をはかります。

(3) 多摩地区の財政の充実のために、「多摩・島しょ財政調整制度」の新設を検討します。

◆ 7つの緊急問題にただちに取り組みます

第1の問題 防災・直下型地震対策に取り組みます

1 人が死なない怪我をしない、生命を大切にす防災・減災政策に転換します。

(1) 東京都震災対策条例を改定します。

石原都政の「東京震災対策条例」は、自助・共助が中心です。美濃部都政の「東京都震災予防条例」は、被害を最小限にとどめ、都民と都が一体となって東京を地震による災害から守ることをうたっていました。この理念を発展させて、阪神淡路震災、3・11の教訓を活かした新しい「防災計画」づくりに着手します。

(2) 帰宅困難者対策として、3・11の教訓を活かして、緊急時の社会の連帯を大切にします。

- 仕事場の近くの東京都の施設を避難所に開放します。日中の場合に想定される帰宅困難者用に、東京都施設の3日間の備蓄を目指します。
- あわてて帰らなくても安心できるように緊急通信ネットワークを工夫します。

○帰宅困難者防災訓練を促進します。

(3) 木造住宅密集地域の減災に取り組みます。住まいの耐震診断・補強工事のための補助制度を充実させ、耐震化と不燃化が迅速に促進されるように市民生活の実情に応じた支援をします。

○市街地の大きな部分を占めるマンション等の集合住宅の被害を軽くし、その地域の防災拠点になれるようにします。マンションの集会室を避難所に準じて位置づけ、食料や支援物資の窓口とします。

○市区町村、国土交通省、建設関係者、学者研究者による「防災戦略会議」を立ち上げます。ここでは、中高層集合住宅、土砂災害、軟弱地盤液状化対策について、これまで不十分だった課題を明らかにして、都政で取り組めることを明確にします。

2 災害に強い都市への転換をすすめます。

(1) 都市機能の分散化政策をすすめ、災害に強い都市構造へと転換を目指します。

東京集中を進める世界都市化は、災害に弱い都市になっています。都心の人口と機能の集中が大規模な帰宅難民を生み出しました。災害に強い都市につくりかえるために、大規模開発・人口集中から、空地を確保できる土地利用へと見直します。

(2) 東京湾への津波の進入に対する防災対策をすすめます。

南海トラフでの地震時などに東京湾に相当規模の津波が侵入する可能性が指摘されています。これまでの防災対策では、東京湾への津波の進入に対する対策が盲点となっており、的確な対策が立てられていません。津波進入が現実化した場合、地下街・地下鉄の水没など致命的な災害となる可能性があります。実施可能な被害の低減策について至急に検討を行い、実施します。

(3) 東京湾岸の石油コンビナートに係る防災対策を強めます。

石油コンビナートからの石油などの漏出は湾岸全体を火の海とし、都心に火災が波及する可能性があります。また、東京湾の封鎖という事態を生じ、長期にわたる物流を止めてしまう危険性も指摘されています。にもかかわらず、東京湾岸の石油コンビナートについては、消防庁と国と交通省、経済産業省の所管の谷間で、液状化対策、耐震補強対策、津波対策が十分検討されず、対策も実施されていない状況です。

東京都として政府に対して、コンビナート設置者に地盤の凝固、防潮堤の設置など、自主的な耐震補強対策・津波対策の確保を求めるとともに、都としても、国の対策を待つことなく、一定の財政支援を含む緊急防災措置をとります。

さらに、臨海部開発から、緑地帯を広くして、ライフライン重視の港湾機能へと転換をします。

(4) 災害医療行動チームを編成します。

災害現場で救命等を行う「災害医療行動チーム」を普段から編成し、災害時に迅速に対応できるように訓練をしておきます。

(5) 学校、庁舎、病院、福祉、文化施設は、避難施設として耐震診断・耐震工事の100%化を目指します。

3 地域・コミュニティ毎に「防災・震災避難計画（パーソナル避難困難者救済含む）」をつくり、緊急時に対応できるようにします。

(1) 障がいのある人、一人暮らし高齢者、子ども、外国人等の避難できない人に対して、パーソナルな避難計画づくりを目指します。

緊急時に、避難弱者が困らないように「新しい防災計画」に「パーソナル避難困難者救済計画」を位置づけます。その計画づくりは、市民参加により、生活圏域の地域・コミュニティ単位で策定します。

(2) 女性に配慮した避難生活が過ごせるように、計画・運営の段階から女性が参加できるシステムをつくります。

(3) 被災しても自宅に暮らしている方々を「自宅避難者」と認め、食事や食品、支援物資が行き渡るようにします。

自宅避難している人が増えれば、避難所は人数が減るので、少しでも楽になります。

4 直下型地震を想定した「直下型救助対応」の体制づくりをすすめます。世界の救助を受け入れるための「国際支援受け入れ計画」を策定します。

(1) 発生した後は、内閣と「緊急救済支援本部」を作ると同時に、マスコミのために「プレスルーム」を併設します。

マスコミに「緊急救済支援本部」を公開して、新しい情報が発信できるようにします。

(2) 物資の支援について、首都圏の自治体と相互の連携を強化します。

東京が被災した場合には、自治体の協力をいただきます。近隣自治体が被災した場合には、東京が積極的に支援をします。

(3) 災害時には学校・病院・高齢施設の調理場を、避難した方への炊き出しに使えるように、新しい「防災計画」位置づけます。

第2の問題 2020年オリンピック招致を見直します

1 福祉、防災など、都民に切実に必要な支出を優先するという立場から、東京オリンピック招致を見直します。

2 これまでの招致活動にかかわる会計処理について調査し、都民に情報を公開します。

第3の問題 築地市場の豊洲移転を見直します。

- 1 土壌汚染が著しい豊洲への築地市場の移転は、徹底した調査を行い、安全性が認められるまで凍結します。
- 2 豊洲移転の是非については、築地市場で働く人々の意見を聞いて判断します。

第4の問題 1400億円の都民の税金をつぎ込んだ新銀行東京は清算します。

- 1 新銀行東京はただちに清算処理の手続きに入ります。
- 2 新銀行東京からの融資・信用保証をうけていた中小企業を守るため、区市町村や都内の信用金庫などと連携し、資金繰りに不安がおこらないようにします。

第5の問題 外環道については市民の声を聞いて、見直します。

- 1 外環道「その2」については都市計画決定を廃止します。

第6の問題 尖閣諸島購入のために集めた寄付金は返却します。

- 1 都が集めた寄付金は、寄付者に返金します。寄付者が不明の場合には、早急に検討します。
- 2 返金作業にかかる経費については、当時の都の責任者に請求します。

第7の問題 TPPへの交渉参加に反対します。